

試験場持込み不可

[井上]
建築関係法令集

[令和 7 年度版] 追録

建築法令研究会 = 編

井上書院

本 [追録] PDF 版について

- (1) 本 [追録] は、次の改正規定を収録しています。
- ・令和 7 年の試験の適用法令とされる、下記の①～③の法令に基づくもので令和 7 年 4 月 1 日現在において施行されている改正規定。
 - ・令和 6 年12月10日の収録締切日以降に公布され、令和 7 年 1 月 1 日現在において施行されている改正規定 (④, ⑤)。
- (2) 本 [追録] PDF 版は、試験場への持込みはできません。

改正

①	令和 4 年 6 月17日 法律第69号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律	令和 7 年 4 月 1 日施行
②	令和 6 年 4 月19日 政令第172号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	令和 7 年 4 月 1 日施行
③	令和 6 年 6 月28日 国土交通省令第68号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令	令和 7 年 4 月 1 日施行
④	令和 6 年12月11日 政令第366号 建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令	令和 6 年12月13日施行
⑤	令和 6 年12月27日 内閣府・国土交通省令第 9 号 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令	令和 6 年12月27日施行

収録法令・目次

建築基準法 [抄] ①	1
建築基準法施行令 [抄] ②	8
建築基準法施行規則 [抄] ③	13
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 [抄] ③	30
建築士法 [抄] ①	33
建築士法施行規則 [抄] ③	34
建設業法施行令 [抄] ④	35
消 防 法 [抄] ①	36
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 [抄] ⑤	37
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令 [抄] ②	38
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 [抄] ②	39
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 [抄] ②	40
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄] ①	41
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 [抄] ②	51
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 [抄] ①	53
都市の低炭素化の促進に関する法律 [抄] ①	54
都市の低炭素化の促進に関する法律施行令 [抄] ②	55

建築基準法 [抄]

建築基準法 [抄]

制定 昭和25年 5 月24日 法律第201号
改正 令和 4 年 6 月17日 法律第 69号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____ を表示

【用語の定義】

第 2 条 (略)

一～六 (略)

七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第20条の2第3項又は第20条の3第3項の規定により建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。以下同じ。）又は設備関係規定（同法第20条の3第2項に規定する設備関係規定をいう。第5条の6第3項及び第6条第3項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第10条の3第4項に規定する設備設計一級建築士をいう。第5条の6第3項及び同号において同じ。）を含むものとする。

六～三 (略)

【建築物の設計及び工事監理】

第 5 条の 6 (略)

2 建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下同じ。）又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3～5 (略)

【建築物の建築等に関する申請及び確認】

第 6 条 建築主は、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、確認済証の交付を受けなければ

建築基準法 [抄]

ならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 （略）

二 前号に掲げる建築物を除くほか、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200m²を超える建築物

（旧第三号削除）

三 前2号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いづれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2、3 （略）

4 建築主事等は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第一号又は第二号に係るものにあってはその受理した日から35日以内に、同項第三号に係るものにあってはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5 （略）

6 建築主事等は、第4項の場合（申請に係る建築物の計画が第6条の3第1項本文に規定する特定構造計算基準（第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第4項の期間内に当該申請者に第1項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、第4項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

7～9 （略）

【構造計算適合性判定】

第6条の3 建築主は、第6条第1項の場合において、申請に係る建築物の計画が第20条第1項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。）又は第3条第2項（第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定によ

建築基準法 [抄]

り第20条の規定の適用を受けない建築物について第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査（第6条第4項に規定する審査又は前条第1項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。）を要するものであるときは、構造計算適合性判定（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る確認審査が次の各号に掲げる確認審査である場合において、当該確認審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる確認審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等がするとき又は前条第1項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるときは、この限りでない。

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分であって確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの確認審査

二 当該建築物の計画（第20条第1項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査（前号に掲げる確認審査に該当するものを除く。）

2～9 （略）

【建築物の建築に関する確認の特例】

第6条の4 （略）

一、二 （略）

三 第6条第1項第三号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

2 （略）

【検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限】

第7条の6 第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第18条第38項及び第90条の3において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第7条第5項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に

建築基準法 [抄]

係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一～三 （略）

2～4 （略）

【国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例】

第18条 （略）

2～4 （略）

5 国の機関の長等は、前2項の場合において、第2項又は前項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「審査」という。）を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る審査が次の各号に掲げる審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等がするとき又は第6条の2第1項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるときは、この限りでない。

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分であって審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査

二 当該建築物の計画（第20条第1項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（前号に掲げる審査に該当するものを除く。）

6～37 （略）

38 第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第22項又は第26項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

建築基準法 [抄]

一～三 （略）

39～41 （略）

【構造耐力】

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 （略）

二 高さが60m以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16mを超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ、ロ （略）

三 高さが60m以下の建築物（前号に掲げる建築物を除く。）のうち、第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあっては、地階を除く階数が3以上であるもの又は延べ面積が300㎡を超えるものに限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ、ロ （略）

四 （略）

2 （略）

【市町村の条例による制限の緩和】

第41条 第6条第1項第三号の区域外においては、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、第19条、第21条、第28条、第29条及び第36条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。ただし、第6条第1項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる建築物（木造以外の建築物に限る。）については、この限りでない。

第68条の9 第6条第1項第三号の規定に基づき、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内においては、地方公共団体は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要と認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、建築物又はその敷地と道路との関係、建築物の容積率、建築物の高さその他の建築物の敷地又は構造に関して必要な制限を定めることができる。

2 （略）

【建築設備への準用】

第87条の4 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第18条第2項（第87条第1項において準用す

建築基準法 [抄]

る場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第6条(第3項、第5項及び第6項を除く。)、第6条の2(第3項を除く。)、第6条の4(第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条から第7条の4まで、第7条の5(第6条の4第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条の6、第18条(第5項から第14項まで及び第41項を除く。)及び第89条から第90条の3までの規定を準用する。この場合において、第6条第4項中「同項第一号又は第二号に係るもの」にあってはその受理した日から35日以内に、同項第三号に係るもの」にあってはその受理した日から7日以内に」とあるのは、「その受理した日から7日以内に」と読み替えるものとする。

【工作物への準用】

第88条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォータースhoot、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。)については、第3条、第6条(第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。)、第6条の2(第3項を除く。)、第6条の4(第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条から第7条の4まで、第7条の5(第6条の4第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第8条から第11条まで、第12条第5項(第三号を除く。)及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条(第5項から第14項まで及び第38項から第40項までを除く。)、第20条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第32条、第33条、第34条第1項、第36条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第37条、第38条、第40条、第3章の2(第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。)、第86条の7第1項(第28条の2(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第86条の7第2項(第20条に係る部分に限る。)、第86条の7第3項(第32条、第34条第1項、第36条(昇降機に係る部分に限る。))及び第37条に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで、第12条の2、第12条の3及び第18条第38項から第40項までの規定を準用する。この場合において、第20条第1項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第3条、第6条(第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、第1項第一号又は第二号の建築物に係る部分に限る。)、第6条の2(第3項を除く。)、第7条、第7条の2、第7条の6から第9条の3まで、第11条、第12条第5項(第三号を除く。))及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条(第5項から第14項まで及び第28項から第37項までを除く。)、第48条から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項、第68条の2第1項

建築基準法 [抄]

及び第5項、第68条の3第6項から第9項まで、第86条の7第1項(第48条第1項から第14項まで及び第51条に係る部分に限る。)、第87条第2項(第48条第1項から第14項まで、第49条から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項並びに第68条の2第1項及び第5項に係る部分に限る。)、第87条第3項(第48条第1項から第14項まで、第49条から第51条まで及び第68条の2第1項に係る部分に限る。)、前条、次条、第91条、第92条の2並びに第93条の2の規定を準用する。この場合において、第6条第2項及び別表第2中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第68条の2第1項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3、4 (略)

【工事中の特殊建築物等に対する措置】

第90条の2 特定行政庁は、第9条又は第10条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 (略)

【許可又は確認に関する消防長等の同意等】

第93条 (略)

2 消防長又は消防署長は、前項の規定によって同意を求められた場合においては、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(建築主事等又は指定確認検査機関が第6条の4第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。)で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、第6条第1項第三号に係る場合にあっては、同意を求められた日から3日以内に、その他の場合にあっては、同意を求められた日から7日以内に同意を与えてその旨を当該特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

3～6 (略)

建築基準法施行令 [抄]

制定 昭和25年11月16日 政令第338号
改正 令和 6 年 4 月19日 政令第172号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

【確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準】
第9条の3 法第6条の3第1項第一号の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第18条第5項第一号の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第81条第2項第二号イに掲げる構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することとする。

- 【地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物】
第36条の2 (略)
一 (略)
二 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であって、高さが16mを超えるもの
三 (略)
四 (略)
イ (略)
ロ 高さが16mを超える建築物
五 (略)

- 【柱の小径】
第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、桁その他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める割合以上のものでなければならない。
(旧表削除)
2 地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、13.5cmを下回ってはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、桁その他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
3, 4 (略)

建築基準法施行令 [抄]

- 5 階数が2以上の建築物における隅柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。
6 (略)
【筋かい】
第45条 引張力を負担する筋かいは、厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材若しくは径9mm以上の鉄筋又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。
2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。
3 筋かいは、その両端の端部を、柱又ははりその他の横架材に、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。この場合において、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならない。
4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行ったときは、この限りでない。

- 【構造耐力上必要な軸組等】
第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっては、全ての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及び桁行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を鈎合い良く配置しなければならない。
2 (略)
一 (略)
二 方づえ（その接着する柱が添木その他これに類するものによって補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの
3 (略)
4 階数が2以上又は延べ面積が50m²を超える木造の建築物においては、第1項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従つて設置するものでなければならない。

- 第48条 削除
【接合】
第67条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分で

建築基準法施行令 [抄]

ある継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、添板リベット接合)又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならない。ただし、軒の高さが9m以下で、かつ、張り間が13m以下の建築物(延べ面積が3,000m²を超えるものを除く。)その他その規模及び構造に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物にあっては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によることができる。

一～四 (略)

- 2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの1/4(柱の脚部においては、1/2)以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

【鉄筋の継手及び定着】

第73条 (略)

- 2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合においては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この項において同じ。)の25倍以上とし、継手を引張力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあっては、この限りでない。
- 3 柱に取り付けるはりの引張鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 (略)

【確認等を要する建築設備】

第146条 (略)

- 一 エレベーター(使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)及びエスカレーター

二、三 (略)

2 (略)

【仮設建築物等に対する制限の緩和】

- 第147条 法第85条第2項の規定の適用を受ける建築物(以下この項において「応急仮設建築物等」という。)又は同条第6項若しくは第7項の規定による許可を受け

建築基準法施行令 [抄]

た建築物(いずれも高さが60m以下のものに限る。)については、第22条、第28条から第30条まで、第37条、第46条、第49条、第67条、第70条、第3章第8節、第112条、第114条、第5章の2、第129条の2の3(屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。)、第129条の13の2及び第129条の13の3の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第41条から第43条まで及び第5章の規定は適用しない。

2～5 (略)

【市町村の建築主事等の特例】

第148条 (略)

- 一 法第6条第1項第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物(地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300m²を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。)
- 二 法第6条第1項第三号に掲げる建築物
- 三 第138条第1項に規定する工作物のうち、同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲げる工作物で高さが10m以下のもの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが3m以下のもの(いずれも前2号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。)

2 (略)

3 (略)

- 一 法第6条の2第6項及び第7項(これらの規定を法第87条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第7条の2第7項(法第87条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第7条の4第7項(法第87条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第7条の6第1項第一号及び第4項(これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。)、法第9条第1項及び第10項(これらの規定を法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。)、法第9条第2項から第9項まで、第11項、第12項及び第15項(これらの規定を法第88条第1項及び第3項、法第90条第3項並びに法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第9条第13項及び第14項(これらの規定を法第88条第1項及び第3項並びに法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第9条の2(法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。)、法第9条の3(法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。)、法第9条の4(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第10条(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第11条第1項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第12条(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第18条第19項(法第87条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第18条第38項第一号及び第40項(これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。)、法第18条第41項(法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を

建築基準法施行令〔抄〕

含む。), 法第43条第2項第一号, 法第85条第3項, 第5項, 第6項及び第8項(同条第5項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。), 法第86条第1項, 第2項及び第8項(同条第1項又は第2項の規定による認定に係る部分に限る。), 法第86条の2第1項及び第6項(同条第1項の規定による認定に係る部分に限る。), 法第86条の5第2項及び第4項(同条第2項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。), 法第86条の6, 法第86条の8第1項, 同条第3項から第6項まで(これらの規定を法第87条の2第2項において準用する場合を含む。), 法第87条の2第1項, 法第87条の3第3項, 第5項, 第6項及び第8項(同条第5項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。), 法第90条の2第1項(法第87条の4において準用する場合を含む。)並びに法第93条の2に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち, 第1項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

二～四 (略)

4, 5 (略)

建築基準法施行規則〔抄〕

制定 昭和25年11月16日 建設省令第40号
改正 令和6年6月28日 国土交通省令第68号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令
(令和7年4月1日施行) _____で表示

【確認申請書の様式】

第1条の3 (略)

一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に, それぞれ, 次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあっては, 当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)

イ 次の表1の各項に掲げる図書(次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては, 当該(1)から(3)までに掲げる図書を除く。)

- (1) 用途変更の場合 次の表1の(ハ)項に掲げる図書
- (2) 確認に係る建築物又は建築物の部分が木造の建築物(法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定(国土交通大臣が定めるものを除く。)に定めるところによる構造計算によって安全性を確かめたものを除く。以下この項及び第3条の2第1項第十号において「特定木造建築物」という。)又はその部分である場合 次の表1の(ハ)項に掲げる図書のうち基礎伏図, 各階床伏図及び小屋伏図
- (3) 確認に係る建築物又は建築物の部分が国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分である場合(当該認定に係る認定書の写しを添えた場合に限る。) 次の表1の(ハ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものの

ロ (略)

二～四 (略)

表1 (略)

2

	(イ)		(ロ)	
			図書の種類	明示すべき事項
(1)	法第20条の規定が適用される建築物	令第3章第2節の規定が適用される建築物(特定木造建築物に限る。)	各階平面図	屋根ふき材, 内装材, 外装材, 帳壁その他これらに類する建築物の部分及び
			2面以上の立面図	広告塔, 装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別, 位置及び寸法
			2面以上の断面図	
			仕様表	基礎の構造方法, 寸法並びに材料の種別及び寸法
			構造詳細図	(略)
			(略)	

建築基準法施行規則 [抄]

令第3章第2節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び
	2面以上の立面図	広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
	2面以上の断面図	
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法
	構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置
		特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置
	基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置
		基礎の種類
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
令第3章第3節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
		木ぐい及び常水面の位置
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置
	令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
		令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	各階平面図	(略)
	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	

建築基準法施行規則 [抄]

仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法	
構造詳細図	(略)	
使用構造材料一覧表	(略)	
令第40条ただし書、令第42条第1項第二号若しくは第三号、令第43条第1項若しくは第2項ただし書、令第46条第3項本文若しくは第4項又は令第47条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項	
	令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	
	令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
	令第42条第1項第三号に規定する方法による検証内容	
	令第43条第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項	
	令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
	令第46条第3項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項	
令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	
	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
	第3章第3節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図
		2面以上の立面図
		2面以上の断面図
基礎伏図		
各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	小屋伏図	
2面以上の軸組図		
構造詳細図	屋根ふき材の種別	
	柱の有効細長比	
	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法	
	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地	

建築基準法施行規則 [抄]			
			構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防腐又は防蟻措置
	使用構造材料一覧表		構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
	令第40条ただし書、令第42条第1項第二号若しくは第三号、令第43条第1項若しくは第2項ただし書、令第46条第2項第一号イ若しくはハ、第3項若しくは第4項又は令第47条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書		令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項
			令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第42条第1項第三号に規定する方法による検証内容
			令第43条第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項
			令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
			令第46条第2項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第46条第2項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法
			令第46条第3項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
			令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	(略)		
	令第3章第5節の規定が適用される建築物	(略)	
		令第66条、令第67条第1項ただし書若しくは第2項、令第69条又は令第70条の規定に適合することの確認に必要な図書	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第67条第1項ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	(略)		

建築基準法施行規則 [抄]			
		令第3章第6節の2の規定が適用される建築物	(略)
			令第66条、令第67条第1項ただし書若しくは第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書若しくは第3項ただし書、令第77条第五号ただし書若しくは第六号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項の規定に適合することの確認に必要な図書
		(略)	(略)
(2) }	(略)		
(9)			
(10)	法第28条の2の規定が適用される建築物	(略)	
		使用建築材料表	(略)
			令第20条の7第1項第一号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第3条の2第1項第十三号の表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）、令第20条の7第1項第二号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第3条の2第1項第十三号の表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は令第20条の7第1項第二号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第3条の2第1項第十三号の表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を使用する内装の仕上げの部分の面積（以下この項において単に「内装の仕上げの部分の面積」という。）
			(略)
		(略)	(略)
(11) }	(略)		
(85)			

建築基準法施行規則〔抄〕				
[85] の 2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（同法第11条第1項又は第2項（これらの規定を同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物を除く。）	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第一号又は第2項の規定が適用される建築物	<u>設計内容説明書</u>	建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第一号イ又はロに掲げる基準に適合するものであることの説明
			<u>配置図</u>	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この項において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
			<u>仕様書（仕上げ表を含む。）</u>	部材の種別及び寸法
				エネルギー消費性能確保設備の種別
			<u>各階平面図</u>	各室の名称及び天井の高さ
				開口部の構造
				エネルギー消費性能確保設備の位置
			<u>用途別床面積表</u>	用途別の床面積
			<u>立面図</u>	外壁の位置
				エネルギー消費性能確保設備の位置
			<u>断面図又は矩計図</u>	外壁及び屋根の構造
				小屋裏の構造
				各階の天井の構造
				床、床下及び基礎の構造
			<u>各部詳細図</u>	縮尺
				外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
			<u>機器表</u>	空気調和設備
				空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
				空気調和設備以外の機械換気設備
				空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			<u>照明設備</u>	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			<u>給湯設備</u>	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
				太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

建築基準法施行規則〔抄〕				
				節湯器具の種別、位置及び数
				空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備
				空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
				建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準に関する事項
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準が適用される建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準に関する事項
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第二号の規定が適用される建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第二号の規定に適合していること
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第三号の規定が適用される建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第三号の規定に適合することの確認に必要な図書	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第三号の規定に適合していること
[86] の 93	(略)			

建築基準法施行規則 [抄]

表 3 (略)
4

	(い)	(ろ)
(1) }	(略)	
(33)		
(34)	特定天井の構造を令第39条第3項の認定を受けたものとする建築物	令第39条第3項に係る認定書の写し
(35)	令第45条第1項の認定を受けたものとする材料を用いた筋かいを入れた軸組を設置する建築物	令第45条第1項に係る認定書の写し
(36)	令第45条第2項の認定を受けたものとする材料を用いた筋かいを入れた軸組を設置する建築物	令第45条第2項に係る認定書の写し
(37)	令第46条第4項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物	令第46条第4項に係る認定書の写し
(38)	構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第67条第1項の認定を受けたものとする接合方法による建築物	令第67条第1項に係る認定書の写し
(39) }	(略)	
(77)		

5

	(い)	(ろ)
(1)	(略)	(略)
(2)	令第38条第4項、令第43条第2項ただし書、令第46条第2項第一号ハ、同条第3項ただし書、令第51条第1項ただし書、令第62条の8ただし書、令第73条第3項ただし書、令第77条第五号ただし書又は令第77条の2第1項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物	(い)欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算の計算書
(3) }	(略)	
(6)		

2, 3 (略)

4 (略)

- 一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）
イ (略)
ロ 申請に係る建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物の計画に令第146条第1項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類
ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあっては、当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

建築基準法施行規則 [抄]

(1), (2) (略)
二～四 (略)

1

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(1) }	(略)		
(5)			
(6)	法第33条の規定が適用される避雷設備	(略)	
		避雷設備の構造詳細図	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分 避雷設備の構造が適合する日本産業規格 受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造 接地極の位置及び構造
		(略)	(略)
(7) }	(略)		
(19)			

表 2 (略)

5～11 (略)

【確認済証等の様式等】

第2条 法第6条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第5号様式による確認済証に第1条の3の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第8条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第4項、第3条の4第1項及び同条第2項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 (略)

一 (略)

- 二 申請に係る建築物（法第6条第1項第二号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかった場合
三 申請に係る建築物（法第6条第1項第二号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合
四 (略)
五 法第6条第4項の期間の末日の3日前までに法第6条の3第7項に規定する適合判定

建築基準法施行規則 [抄]

通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。第4項、第3条の4第2項第一号及び第6条の3第2項第十一号において同じ。）の提出がなかった場合

3（略）

4 法第6条第7項（法第87条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第6号様式による通知書に第1条の3の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類を添えて行うものとする。

5（略）

【建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式】

第2条の2（略）

2～5（略）

6 前条第1項の規定は法第87条の4において準用する法第6条第4項の規定による交付について、前条第4項及び第5項の規定は法第87条の4において準用する法第6条第7項の規定による交付について準用する。この場合において、前条第1項中「法第6条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第87条の4において準用する法第6条第4項」と、「第1条の3」とあるのは「次条」と、「添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第8条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第4項、第3条の4第1項及び同条第2項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第4項中「法第6条第7項（法第87条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第87条の4において準用する法第6条第7項」と、「第1条の3」とあるのは「次条」と、「添付書類、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第5項中「法第6条第7項」とあるのは「法第87条の4において準用する法第6条第7項」と読み替えるものとする。

【工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式】

第3条（略）

2（略）

3（略）

- 一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ～ニ（略）

建築基準法施行規則 [抄]

二～四（略）

4～7（略）

8 第2条第1項の規定は法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定による交付について、第2条第4項及び第5項の規定は法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第7項の規定による交付について準用する。この場合において、第2条第1項中「法第6条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項」と、「第1条の3」とあるのは「第3条」と、「添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第8条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第4項、第3条の4第1項及び同条第2項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第4項中「法第6条第7項（法第87条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第7項」と、「第1条の3」とあるのは「第3条」と、「添付書類、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第5項中「法第6条第7項」とあるのは「法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第7項」と読み替えるものとする。

【計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更】

第3条の2（略）

一～八（略）

九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

十 特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材の材料若しくは構造の変更（変更後の建築材料（令第46条第3項の床組又は小屋ばり組に用いるもの及び同条第4項の壁又は筋かいに用いるものを除く。以下この号において同じ。）が変更前の建築材料と異なる変更及び前号に掲げる変更を除き、第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（第八号に掲げる変更を除く。）

十一 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあっては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

十二～十四（略）

2（略）

3（略）

一、二（略）

建築基準法施行規則 [抄]

三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

四 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第1項第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更

五、六 （略）

4 （略）

【指定確認検査機関に対する確認の申請等】

第3条の3 第1条の3（第7項及び第9項を除く。）の規定は、法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第1条の4の規定は法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第1条の3第1項中「法第6条第1項（「とあるのは「法第6条の2第1項（「と、同項第一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあり、並びに第1条の3第4項第一号ハ(2)、第8項及び第11項並びに第1条の4（見出しを含む。）中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、第1条の3第4項及び第1条の4中「法第6条第1項の」とあるのは「法第6条の2第1項の」と読み替えるものとする。

2～4 （略）

【指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等】

第3条の4 法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第15号様式による確認済証に、前条において準用する第1条の3、第2条の2又は第3条の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類を添えて行わなければならない。

2 （略）

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第15号の2様式による通知書に、前条において準用する第1条の3、第2条の2又は第3条の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類を添えて行う。

二 （略）

3 （略）

【構造計算適合性判定の申請書の様式】

第3条の7 （略）

一 （略）

イ （略）

ロ （略）

建築基準法施行規則 [抄]

(1), (2) （略）

(3) 第1条の3第1項の表4の(7)項、(17)項、(34)項から(43)項まで、(76)項及び(77)項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二～四 （略）

2～4 （略）

【構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等】

第3条の13 法第6条の3第1項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれか（同項第二号に掲げる確認審査にあっては、第二号）に該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。

一～四 （略）

2 （略）

【完了検査申請書の様式】

第4条 （略）

一～三 （略）

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される場合にあっては、次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める図書及び書類

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合 当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同法第11条第2項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による判定を受けた場合にあっては当該判定に要した図書及び書類を含む。）

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第二号の規定が適用される場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第二号、第3条第4項又は第4条第2項の規定が適用される場合であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第三号に規定する建設住宅性能評価のための検査を受けた場合 同令第6条第7項に規定する検査報告書又はその写し

ニ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第三号の規定が適用される場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項の確認に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能に係るものに限る。）

ホ 次の(1)から(3)までに掲げる場合 当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第一号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定による認定に要した図書及び書類

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第二号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定

建築基準法施行規則 [抄]

による認定に要した図書及び書類（同法第31条第1項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第三号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第11条第1項又は同法第55条第1項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

五～七 （略）

2 （略）

【台帳の記載事項等】

第6条の3 （略）

2 （略）

一～十 （略）

十二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項又は第12条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し

3～6 （略）

【国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等】

第8条の2 （略）

2 （略）

3 （略）

一 （略）

二 通知に係る建築物（法第6条第1項第二号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、次条において準用する第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかった場合

三 通知に係る建築物（法第6条第1項第二号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四 （略）

五 法第18条第3項の期間の末日の3日前までに同条第11項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第7項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの提出がなかった場合

4 （略）

一 通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第42号の6の2様式による通知書に、次条において準用する第3条の3第1項において準用する第1条の3、第8条の2の5第1項において準用する第3条の3第2項において準用する第2条の2又は第8条の2の6第1項において準用する第3条の3第3項において準用する第3条の通知書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、法第18条第11項に規定する適合判定通知書又はその写し、次条において準用する第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第9条第5項において準用する同令第

建築基準法施行規則 [抄]

8条に規定する書類を添えて行う。		
二 （略）		
5～27 （略）		
【準 用】		
第8条の2の2 （略）		
第1条の3の見出し（第3条の3第1項において準用する場合を含む。）	確認申請書	通知書
第1条の3第1項	法第6条第1項（	法第18条第2項（
第1条の3第1項（第3条の3第1項において準用する場合を含む。）	確認の申請書	通知に係る通知書
第1条の3第1項第一号及び第4項第一号（これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。）	別記第2号様式	別記第42号様式
第1条の3第1項第一号イ(2)及び(3)、同項の表2、第4項の表1、第8項並びに第10項（これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。）、第4条第1項第一号（第4条の4の2において準用する場合を含む。）、第4条の8第1項第一号（第4条の11の2において準用する場合を含む。）並びに第4条の16第1項及び第2項	確認に	審査に
第1条の3第1項第一号ロ及び第四号、同項の表1から表3まで、第4項第一号ロ及びハ並びに第四号並びに第5項第一号（これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。）、第1条の3第7項、第9項及び第11項（第3条の3第1項において準用する場合を含む。）、第1条の4（第3条の3第1項において準用する場合を含む。）、第3条の7第1項第一号ロ及び第四号、第3条の8、第4条第1項第五号及び第2項（これらの規定を第4条の4の2において準用する場合を含む。）並びに第4条の8第1項第三号及び第2項（これらの規定を第4条の11の2において準用する場合を含む。）	申請に	通知に
(略)	(略)	(略)
第1条の3第1項の表2、第4項の表1及び第5項第一号（これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。）	確認する	審査する
第1条の3第1項の表2の(85の2)項（第3条の3第1項において準用する場合を含む。）	第11条第1項又は第2項	第12条第2項又は第3項
第1条の3第1項の表3（第3条の3第1項において準用する場合を含む。）	確認申請時	通知時

建築基準法施行規則 [抄]		
(略)		
第1条の3第11項（第3条の3第1項において準用する場合を含む。）及び第4条第2項（第4条の4の2において準用する場合を含む。）	当該確認	当該審査
第1条の4及び第3条の3第4項	法第6条第1項	法第18条第2項
第1条の4（第3条の3第1項において準用する場合を含む。）及び第3条の8	構造計算適合性判定の申請	構造計算適合性判定の通知
第2条第1項	(略)	(略)
第2条第1項及び第4項	第11条第6項	第12条第7項
第2条第1項及び第4項並びに第3条の4第1項	第8条に	第9条第5項において準用する同令第8条に
(略)		
第4条第1項第二号（第4条の4の2において準用する場合を含む。）及び第4条の8第1項第二号（第4条の11の2において準用する場合を含む。）	の適用を受けようとする場合	に規定する建築物
第4条第1項第四号（第4条の4の2において準用する場合を含む。）	ホまで	ニまで
第4条第1項第四号イ（第4条の4の2において準用する場合を含む。）	第11条第1項	第12条第2項
	第11条第2項	第12条第3項
第4条第1項第四号ハ（第4条の4の2において準用する場合を含む。）	、第3条第4項又は第4条第2項	又は同令第9条第1項において読み替えて準用する同令第3条第4項若しくは第4条第2項
第4条の3の2第1項	法第7条第4項	法第18条第21項
(略)		

【容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備】

第10条の4の4 法第52条第6項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。

【全体計画認定の申請等】

第10条の23 (略)

2 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 申請に係る全体計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物の全体計画に令第146条第1項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 申請に係る全体計画に含まれる建築設備が第1条の3第4項第一号ハ(1)及び(2)に掲

建築基準法施行規則 [抄]

げる建築設備である場合にあつては、当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

二 (略)

3～9 (略)

【手数料の額】

第11条の2の3 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 令第46条第4項の規定に基づく認定の場合（令第45条第1項又は第2項の規定に基づく認定を併せて受けようとする場合を含む。）又は第8条の3の規定に基づく認定の場合 1,390,000円

ハ (略)

三～九 (略)

3～8 (略)

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 [抄]

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 [抄]

建築基準法に基づく
指定建築基準適合判定資格者検定機関等
に関する省令[抄]

制定 平成11年 4 月26日 建設省令第13号

改正 令和 6 年 6 月28日 国土交通省令第68号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

【指定確認検査機関に係る指定区分】

第15条 (略)

- 一 床面積の合計が300m²以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第146条第1項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。）の建築確認等（法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認及び法第18条第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第28条第1項第二号及び第29条第3項において同じ。）の規定による審査をいう。以下この条及び第16条において同じ。）を行う者としての指定
- 二 床面積の合計が300m²以内の建築物の完了検査（法第7条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第28条第1項第四号及び第80条第1項において同じ。）及び法第18条第23項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第28条第1項第四号において同じ。）の検査をいう。以下この条及び第16条において同じ。）及び中間検査（法第7条の4第1項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第28条第1項第四号において同じ。）及び法第18条第32項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第28条第1項第四号において同じ。）の検査をいう。以下この条及び第16条において同じ。）を行う者としての指定
- 二の二 床面積の合計が300m²以内の建築物の仮使用認定（法第7条の6第1項第二号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第38項第二号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。）を行う者としての指定
- 三 床面積の合計が300m²を超え、2,000m²以内の建築物の建築確認等を行う者としての指定
- 四 床面積の合計が300m²を超え、2,000m²以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 四の二 床面積の合計が300m²を超え、2,000m²以内の建築物の仮使用認定を行う者としての指定
- 五～五の二 (略)

【確認検査員又は副確認検査員の数】

第16条 (略)

(い)	(ろ)	(は)
第15条第一号から第二号の二までの建築物（法第6条第1項第三号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定（令第136条の2の11第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分有する建築物に限る。）	建築確認等	2,600
	完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	2,600
	完了検査（実地に検査を行う場合に限る。）	860
	中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	2,600
	中間検査（実地に検査を行う場合に限る。）	860
	仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。）	2,600
	仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。）	860
第15条第一号から第二号の二までの建築物（法第6条第1項第三号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分有する建築物を除く。）	建築確認等	1,300
	完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	1,600
	完了検査（実地に検査を行う場合に限る。）	720
	中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	2,000
	中間検査（実地に検査を行う場合に限る。）	780
	仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。）	1,600
	仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。）	720
第15条第三号から第四号の二までの建築物	建築確認等	360
	完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	850
	完了検査（実地に検査を行う場合に限る。）	510
	中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	1,500
	中間検査（実地に検査を行う場合に限る。）	680
	仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。）	850
	仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。）	510
第15条第五号から第六号の二までの建築物	建築確認等	230
	完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	430
	完了検査（実地に検査を行う場合に限る。）	320
	中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	690
	中間検査（実地に検査を行う場合に限る。）	450
	仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。）	430
	仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。）	320
第15条第七号から第八号の二までの建築物	建築確認等	200
	完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	280
	完了検査（実地に検査を行う場合に限る。）	230
	中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	460
	中間検査（実地に検査を行う場合に限る。）	340
	仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。）	280
	仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。）	230
(略)		

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 [抄]

建築士法 [抄]

【図書の保存】

建築士法 [抄]

第29条 法第77条の29第2項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第3条の3第1項(施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第1条の3、施行規則第3条の3第2項(施行規則第8条の2の5第1項において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第2条の2、施行規則第3条の3第3項(施行規則第8条の2の6第1項において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第3条、施行規則第4条の4の2(施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第4条、施行規則第4条の11の2(施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第4条の8並びに施行規則第4条の16第2項(施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類、施行規則第3条の5第3項第二号、施行規則第4条の7第3項第二号、施行規則第4条の14第3項第二号、施行規則第4条の16の2第3項第二号、施行規則第8条の2第7項第二号、施行規則第8条の2第14項第二号、施行規則第8条の2第22項第二号及び施行規則第8条の2第26項第二号に掲げる書類、法第6条の3第7項及び法第18条第11項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第6項及び同法第12条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第8条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。)とする。

2, 3 (略)

【指定性能評価機関に係る指定の区分】

第59条 (略)

一〜十の二 (略)

十一 令第45条第1項及び第2項並びに令第46条第4項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十二〜完 (略)

【性能評価の方法】

第63条 (略)

一〜三 (略)

四 (略)

イ〜ハ (略)

ト 令第45条第1項若しくは第2項若しくは令第46条第4項又は施行規則第8条の3の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法
(1)〜(3) (略)

五 (略)

制定 昭和25年5月24日 法律第202号
改正 令和4年6月17日 法律第69号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律
(令和7年4月1日施行) _____で表示

【定 義】

第2条 (略)

2〜9 (略)

10 この法律で「延べ面積」、「高さ」又は「階数」とは、それぞれ建築基準法第92条の規定により定められた算定方法によるものをいう。

【一級建築士でなければならない設計又は工事監理】

第3条 次に掲げる建築物(建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章において同じ。)を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーデトリウムを有しないものを除く。)又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの
- 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが16mを超えるもの又は地階を除く階数が4以上であるもの
- 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300㎡を超えるもの、高さが16mを超えるもの又は地階を除く階数が4以上であるもの
- 四 延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、階数が2以上である建築物

2 (略)

建築士法施行規則 [抄]

制定 昭和25年10月31日 建設省令第38号
改正 令和 6 年 6 月28日 国土交通省令第68号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

【帳簿の備付け等及び図書の保存】

- 第21条 (略)
2, 3 (略)
4 法第24条の 4 第 2 項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書（第三号口にあっては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。
一, 二 (略)
(旧第三号削除)
三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第63条第 1 項に規定する計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行った場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第 1 項の規定による説明を行った場合 同項に規定する書面
ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第 2 項の意思の表明があった場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第79条に規定する書面
5 建築士事務所の開設者は、法第24条の 4 第 2 項に規定する図書を作成した日（前項第三号口に規定する図書にあっては、受領した日）から起算して15年間当該図書を保存しなければならない。

建設業法施行令 [抄]

制定 昭和31年 8 月29日 政令第273号
改正 令和 6 年12月11日 政令第366号 建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令
(令和 6 年12月13日施行) _____で表示

【法第26条第 3 項第一号イの金額】

第28条 法第26条第 3 項第一号イの政令で定める金額は、 1 億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、 2 億円とする。

【監理技術者の行うべき職務を補佐する者】

第29条 法第26条第 3 項第二号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一, 二 (略)

【同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数】

第30条 法第26条第 4 項の政令で定める数は、 2 とする。

【特定専門工事の対象となる建設工事】

第31条 (略)

【法第26条の 5 第 1 項第二号の金額】

第33条 法第26条の 5 第 1 項第二号の政令で定める金額は、 1 億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、 2 億円とする。

【営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる工事現場の数】

第34条 法第26条の 5 第 2 項の政令で定める数は、 1 とする。

【技術検定の検定種目等】

第37条 (略)

【技術検定の科目及び基準並びに受検資格】

第38条 (略)

【検定の免除】

第39条 (略)

【称 号】

第40条 (略)

2 前項に定めるもののほか、第37条第 5 項の規定による二級の技術検定に合格した者にあっては、前項に規定する称号にその合格した技術検定に係る検定種別の名称を付するものとする。

消 防 法 [抄]

消 防 法 [抄]

制定 昭和23年 7 月24日 法律第186号
改正 令和 4 年 6 月17日 法律第 69号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

【建築許可等についての消防長又は消防署長の同意】

第 7 条 (略)

2 消防長又は消防署長は、前項の規定によって同意を求められた場合において、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（建築基準法第 6 条第 4 項又は第 6 条の 2 第 1 項(同法第87条第 1 項の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関が同法第 6 条の 4 第 1 項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築，大規模の修繕（同法第 2 条第十四号の大規模の修繕をいう。），大規模の模様替（同法第 2 条第十五号の大規模の模様替をいう。）若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。）で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、同法第 6 条第 1 項第三号に係る場合にあっては、同意を求められた日から 3 日以内に、その他の場合にあっては、同意を求められた日から 7 日以内に同意を与えて、その旨を当該行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

3 (略)

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 [抄]

住宅の品質確保の促進等に関する
法律施行規則 [抄]

制定 平成12年 3 月31日 建設省令第20号
改正 令和 6 年12月27日 内閣府・国土交通省令第 9 号 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令
(令和 6 年12月27日施行) _____で表示

【建設住宅性能評価書の交付等】

第 7 条 (略)

2 (略)

一～四 (略)

五 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第18条第22項若しくは第26項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査若しくは同法第18条第20項の規定による通知を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第一号若しくは第二号若しくは同法第18条第38項第一号若しくは第二号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。

3～6 (略)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令 [抄]

長期優良住宅の普及の促進に関する
法律施行令[抄]

制定 平成21年 2月16日 政令第 24号

改正 令和 6 年 4 月19日 政令第172号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係政令の整備等に関する政令
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

【都道府県知事が所管行政庁となる住宅】

第 4 条 法第 2 条第 6 項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第148条第 1 項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築, 改築, 増築, 移転又は用途の変更に関して, 法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物である住宅とする。

2 (略)

- 一 延べ面積(建築基準法施行令第 2 条第 1 項第四号に規定する延べ面積をいう。)が 10,000m²を超える住宅
- 二 (略)

高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 [抄]

高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律施行令[抄]

制定 平成18年12月 8 日 政令第379号

改正 令和 6 年 4 月19日 政令第172号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係政令の整備等に関する政令
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

【都道府県知事が所管行政庁となる建築物】

第 7 条 法第 2 条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第148条第 1 項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築, 改築, 増築, 移転又は用途の変更に関して, 法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 (略)

- 一 延べ面積(建築基準法施行令第 2 条第 1 項第四号の延べ面積をいう。第26条において同じ。)が10,000m²を超える建築物
- 二 (略)

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 [抄]

建築物の耐震改修の促進に関する
法律施行令[抄]

制定 平成 7 年12月22日 政令第429号
改正 令和 6 年 4 月19日 政令第172号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

- 【都道府県知事が所管行政庁となる建築物】
- 第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第 1 項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築，改築，増築，移転又は用途の変更に関して，法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 （略）
- 一 延べ面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第四号に規定する延べ面積をいう。）が 10,000m²を超える建築物
- 二 （略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律[抄]

制定 平成27年 7 月 8 日 法律第53号
改正 令和 4 年 6 月17日 法律第69号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

- 【目 的】
- 第 1 条 この法律は，社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み，建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進(以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。)に関する基本的な方針の策定について定めるとともに，建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置，建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより，エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）と相まって，建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り，もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
- 【定義等】
- 第 2 条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
- 一 （略）
- 二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいい，建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第 6 条第 2 項及び第29条第 3 項において「空気調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。
- 三～五 （略）
- 2 （略）
- 【基本方針】
- 第 3 条 国土交通大臣は，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針（以下この条，第30条第 1 項第二号及び第60条第 1 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 （略）
- 一～三 （略）
- 四 第60条第 1 項に規定する促進計画に関する基本的な事項
- 五 （略）
- 3～6 （略）

- 【建築主等及び建築士の努力】
- 第 6 条 建築主は，その建築（建築物の新築，増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について，エネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第 2 条第 2 項の条例で付加した事項を含む。次章第 1 節において同じ。）に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

において確保することをいう。)を図るよう努めなければならない。

2 建築主は、その修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空調設備等の設置又は建築物に設けた空調設備等の改修をいう。次項、第29条第1項及び第62条において同じ。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

3 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

(旧第7条削除)

【建築物に係る指導及び助言】

第7条 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

【建築物の設計等に係る指導及び助言】

第8条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

【建築材料に係る指導及び助言】

第9条 経済産業大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第3章 建築主が講ずべき措置等

第1節 建築主の基準適合義務等

【建築主の基準適合義務】

第10条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。ただし、同法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第6条第1項、第4項若しくは第7項若しくは第6条の2第1項、第4項若しくは第6項の規定又は同法第18条第3項、第4項、第15項、第16項若しくは第19項の規定の適用及び同法第7条の5に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第7条第4項若しくは第5項、第7条の2第1項、第5項若しくは第7項、第7条の3第4項、第5項若しくは第7項若しくは第7条の4第1項、第3項若しくは第7項の規定又は同法第18条第21項から第23項まで、第26項、第29項、第30項、第32項、第34項若しくは第37項の規定の

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

適用については、この限りでない。

【建築物エネルギー消費性能適合性判定】

第11条 建築主は、前条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第1項及び第2項において「特定建築行為」という。）であって、同法第6条第1項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3～5 （略）

6 建築主は、第3項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該要確認特定建築行為に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をする建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関（同法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要確認特定建築行為に係る建築物の計画（同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第8項において同じ。）について同法第6条第7項又は第6条の2第4項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

7 前項の場合において、要確認特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第6条第1項の規定による建築主事又は建築副主事の確認に係るものであるときは、前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、同条第4項の期間（同条第6項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の3日前までにしなければならない。

8 建築主事又は建築副主事は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が要確認特定建築行為（第1項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であることを除く。）に係るものであるときは、建築主から第6項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をすることができる。

9 （略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

【国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例】

- 第12条** 国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村（以下この条及び次条第2項において「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第9項までの規定に定めるところによる。
- 2 国等の機関の長は、特定建築行為であって、建築基準法第18条第2項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。ただし、要通知特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。
- 3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要通知特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。
- 4、5 （略）
- 6 所管行政庁は、第4項の場合において、第2項又は第3項の規定による通知の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第4項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。
- 7 国等の機関の長は、第4項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該要通知特定建築行為に係る建築基準法第18条第3項又は第4項の規定による審査をする建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要通知特定建築行為に係る建築物の計画（同条第2項又は第4項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第9項において同じ。）について同条第15項又は第16項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
- 8 （略）
- 9 建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関は、建築基準法第18条第3項又は第4項の場合において、建築物の計画が要通知特定建築行為（第2項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第3項又は第4項の確認済証を交付することができる。

【基準適合命令等】

- 第13条** 所管行政庁は、第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

【登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施】

- 第14条** 所管行政庁は、第36条から第39条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に、第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第11条第1項から第5項まで及び第12条第2項から第6項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは「第14条第1項の登録を受けた者」と、第11条第2項及び第12条第3項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」とする。

(旧第3項削除)

(旧第16条削除)

【報告、検査等】

- 第15条** 所管行政庁は、第13条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2、3 （略）

(旧第18条削除)

(旧第3章第2節削除)

(旧第3章第3節 節名削除)

【特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定】

- 第16条** 建築主は、第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築をしようとする場合において、当該建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を申請することができる。
- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

【審査のための評価】

- 第17条** 国土交通大臣は、前条第3項の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下「評価」という。）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

であって、第53条から第55条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づきこれを行うものとする。

- 2 前条第1項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第2項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第3項の認定のための審査を行うものとする。

【認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に関する特例】

第18条 第16条第3項の認定を受けた建築物は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとみなす。

- 2 第16条第1項の特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について同条第3項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。

(旧第2項削除)

【適用除外】

第20条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物
- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物
- 三 仮設の建築物であって政令で定めるもの

(旧第3章第4節削除)

第2節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

【特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力】

第21条 特定一戸建て住宅建築主（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であって、その1年間に新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下この項及び次条第1項において「分譲型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第1項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

- 2 特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等（共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第24条第2項において同じ。）の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であって、その1年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第1項において「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を次条第1項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

【分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準】

第22条 (略)

【特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等】

第23条 (略)

2～4 (略)

- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第3節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

【特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力】

第24条 (略)

【請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準】

第25条 (略)

【特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等】

第26条 (略)

2～4 (略)

- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第4章 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

【販売事業者等の表示】

第27条 (略)

【販売事業者等に対する勧告及び命令等】

第28条 (略)

2～4 (略)

- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第5章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定】

第29条 (略)

【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等】

第30条 (略)

- 一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第35条第1項において同じ。）に適合するものであること。

二～四 (略)

2～7 (略)

- 8 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第1項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等のうち、第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第2項の規定による申出があった場合及び第2条第2項の条例が定められている場合を除き、第11条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

適用する。
(旧第9項削除)

【建築物エネルギー消費性能向上計画の変更】

第31条 前条第1項の認定を受けた者（次条から第34条までにおいて「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 (略)

【認定建築主に対する報告の徴収】

第32条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条及び第35条において「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。

【認定建築主に対する改善命令】

第33条 (略)

【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し】

第34条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第30条第1項の認定を取り消すことができる。

【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例】

第35条 (略)

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

(旧第5章削除)

【登 録】

第36条 第14条第1項の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

【登録基準等】

第38条 (略)

一 第42条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 次の(1)から(6)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める数（その数が2未満であるときは、2）以上であること。

(1) 床面積の合計が300㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を820で除した数

(2) 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を620で除した数

(3) 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を420で除した数

(4) 床面積の合計が2,000㎡以上10,000㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

能適合性判定を行う建築物の棟数を350で除した数

(5) 床面積の合計が10,000㎡以上50,000㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を250で除した数

(6) 床面積の合計が50,000㎡以上の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を120で除した数

ロ イ(1)から(6)までに掲げる建築物の区分の2以上にわたる建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合にあっては、第42条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれイ(1)から(6)までに定める数を合計した数（その数が2未満であるときは、2）以上であること。

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者（以下この号及び第55条第1項第二号において「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。第55条第1項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。第55条第1項第二号ロにおいて同じ。）にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が1/2を超えていること。

ハ (略)

三、四 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 第42条の適合性判定員の氏名

五 (略)

【登録の更新】

第40条 (略)

2 第36条から第38条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

【適合性判定員】

第42条 (略)

第7章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

【建築物再生可能エネルギー利用促進区域】

第60条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であって、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下この条、次条及び第64条において「促進計画」という。）を作成することができる。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 [抄]

- 2 (略)
- 一, 二 (略)
- 三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第52条第14項, 第53条第5項, 第55条第3項又は第58条第2項の規定(第5項及び第64条において「特例対象規定」という。)の適用を受けるための要件に関する事項
- 3～7 (略)

【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援】

第61条 促進計画を作成した市町村(第63条第1項において「計画作成市町村」という。)は, 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため, 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等に対し, 情報の提供, 助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築主の努力】

第62条 (略)

【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明】

第63条 (略)

【建築基準法の特例】

第64条 促進計画が第60条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは, 当該公表の日以後は, 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例対象規定の適用については, 建築基準法第52条第14項第三号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は同法第60条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第1項に規定する促進計画に定められた同条第2項第三号に掲げる事項(次条第5項第四号, 第55条第3項及び第58条第2項において「特例適用要件」という。)に適合する建築物」と, 同法第53条第5項第四号, 第55条第3項及び第58条第2項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は特例適用要件に適合する建築物」とする。

第8章 雑 則

【審査請求】

第65条 (略)

【国土交通省令への委任】

第67条 (略)

【経過措置】

第68条 (略)

第9章 罰 則 (略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 [抄]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令[抄]

制定 平成28年1月15日 政令第8号

改正 令和6年4月19日 政令第172号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

(令和7年4月1日施行) _____で表示

【都道府県知事が所管行政庁となる建築物】

第2条 法第2条第1項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは, 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第148条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築, 改築, 増築, 移転又は用途の変更に関して, 法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

- 2 (略)
- 一 延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第四号の延べ面積をいう。第7条第1項において同じ。)が³10,000m²を超える建築物
- 二 (略)

【エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模】

第3条 法第10条第1項の政令で定める規模は, 建築物の建築に係る部分の床面積(内部に間仕切壁又は戸(ふすま, 障子その他これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち, 当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の1/20以上であるものの床面積を除く。)の合計が³10m²であることとする。

(旧第4条削除)

(旧第5条削除)

【適用除外】

第4条 法第20条第一号の政令で定める用途は, 次に掲げるものとする。

一, 二 (略)

- 2 法第20条第二号の政令で定める建築物は, 次に掲げるものとする。
- 一～六 (略)
- 3 法第20条第三号の政令で定める仮設の建築物は, 次に掲げるものとする。
- 一～三 (略)

(旧第7条削除)

(旧第8条削除)

【特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等】

第5条 法第21条第1項の政令で定める数は, 150戸とする。

2 法第21条第2項の政令で定める数は, 1,000戸とする。

【特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等】

第6条 法第24条第1項の政令で定める数は, 300戸とする。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 [抄]

- 2 法第24条第2項の政令で定める数は、1,000戸とする。
- 【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積】
- 第7条** 法第35条第1項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の1/10を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の1/10）とする。
- 2 法第35条第2項の規定により同条第1項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。
- 【登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間】
- 第8条** 法第40条第1項（法第53条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、5年とする。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 [抄]

土砂災害警戒区域等における土砂災害
防止対策の推進に関する法律[抄]

制定 平成12年5月8日 法律第57号

改正 令和4年6月17日 法律第69号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律
(令和7年4月1日施行) _____で表示

- 【特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用】
- 第25条** 特別警戒区域（建築基準法第6条第1項第三号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）については、同項第三号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第6条から第7条の5まで、第18条、第89条、第91条及び第93条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

都市の低炭素化の促進に関する法律 [抄]

都市の低炭素化の促進に関する法律[抄]

制定 平成24年 9 月 5 日 法律第84号
改正 令和 4 年 6 月17日 法律第69号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

【集約都市開発事業計画の認定基準等】

第10条 (略)
2～8 (略)
9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第3項の規定による申出があった場合及び同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第11条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。

(旧第10項削除)

【低炭素建築物新築等計画の認定基準等】

第54条 (略)
2～7 (略)
8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第1項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第2項の規定による申出があった場合及び同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第11条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。

(旧第9項削除)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令 [抄]

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令[抄]

制定 平成24年11月30日 政令第286号
改正 令和 6 年 4 月19日 政令第172号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
(令和 7 年 4 月 1 日施行) _____で表示

【都道府県知事の同意を要する建築物】

第3条 (略)
一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築，改築，増築，移転又は用途の変更に関して，法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物
二 (略)
イ 延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第四号の延べ面積をいう。第13条において同じ。）が^イ10,000m²を超える建築物
ロ (略)

[令和 7 年度版]

井上建築関係法令集 [追録] PDF 版

2025年 4 月30日

編 集 建築法令研究会

発行者 石川泰章

発行所 株式会社井上書院

東京都文京区湯島2-17-15 斉藤ビル

電話 (03)5689-5481 FAX (03)5689-5483

<https://www.inoueshoin.co.jp/>
